## 串本町学校給食用物資納入業者登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、串本町学校給食センター(以下「センターという。」 に学校給食用物資(以下「物資」という。)を納入する業者(以下「納入 業者」という。)の登録について必要な事項を定める。

## (登録申請)

- 第2条 登録申請受付は年1回限りとし、納入業者になろうとする者は、串本町学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)を串本町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する登録申請書(様式第1号)には次に掲げる書類を添付し なければならない。
  - (1) 物資納入誓約書(様式第2号)
  - (2) 食品衛生監視票(写し 食肉・魚介類・乳類の販売業と製造業にかぎる。)
  - (3) 営業許可書(写し:例 保健所の営業許可書)
  - (4) 納期到来分の市町村税に滞納がないことを証する書類
  - (5) 営業所の位置図
  - (6) その他必要と認める書類

## (登録資格審查基準)

- 第3条 納入業者として登録する場合の資格審査基準は次のとおりとする。
  - (1) 経営規模

串本町内、東牟婁郡内、西牟婁郡内、新宮市内、田辺市内に営業所を 有し、常時営業が行われ、物資は指示どおりの納品配達ができること、 かつ、1,300 食の食数に対応できること。

- (2) 信用状況
  - ア 営業経歴及び営業状態が良好であること。
  - イ 食品に関する法律及び諸規定が守られていること。
  - ウ 2年以上引続きその業務に従事していること。
  - エ 納税義務が履行されていること。
  - オ 学校給食の目的を深く理解し、質的にも安全な物資の納入に万全

を期すること。

(3) 衛生狀況

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する基準点に達していること。特に製造業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要の設備が完備していること。

- (4) 登録申請事項等の変更の事実発生があった場合は、遅滞なく関係書類を添付のうえ、届け出ること。
- (5) その他、教育委員会及びセンターの指示に従うこと。

(審査登録)

- 第4条 審査は教育委員会で行い、承認された業者は串本町学校給食用物資納入業者として登録されるものとし、その業者に対し串本町学校給食用物資納入業者登録通知書(様式第3号)により通知する。
- 2 納入業者の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1会計 年度とする。

(登録の解除)

- 第5条 次の各項に該当する時は、納入登録を解除する。
  - (1) 物資の納入に際し、内容、品質、量目等に著しく違反した場合。
  - (2) 食品衛生法等商品に関する法律、諸規定に違反した場合。
  - (3) その他、指示事項を遵守しなかった場合。

(物資の納入)

- 第6条 物資の納入は第4条第1項の登録業者より選定し、教育委員会の指示事項に基づき納入する。
- 2 給食納入物資については、学期ごとに登録業者から<u>見積単価一覧表(別</u> <u>紙第1号)</u>により主な納入品目毎の見積単価の提示をして、センターが見 積単価一覧表提示の登録業者から納入するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、教育委員会が別に定める。